

第28号議案

芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年2月17日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

高度な専門知識を有する専門看護師及び認定看護師に支給する専門看護手当を新設するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成21年芦屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「特殊勤務手当」の次に「，専門看護手当」を加える。

第10条の次に次の1条を加える。

（専門看護手当）

第10条の2 専門看護手当は，専門看護師又は認定看護師の資格の認定を受け，当該認定に係る専門看護又は認定看護の分野の業務に従事した職員に対して支給する。

附 則

この条例は，平成27年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

高度な専門知識を有する専門看護師及び認定看護師に支給する専門看護手当を新設するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

支給する手当の種類に専門看護手当を新設し、専門看護師又は認定看護師の資格の認定を受け、当該認定に係る専門看護又は認定看護の分野の業務に従事した職員に対して支給することとする。(第2条及び第10条の2関係)

3 施行期日

平成27年4月1日